

 **コミュニティバスの減免証明証を
発行しています**

☎ まちづくり課 ☎ 932-1153(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線342)

須恵町コミュニティバスでは、料金減免身分証明として「須恵町コミュニティバス料金減免証明証」を発行しています。証明証の発行を必要とする人は、申請してください。

- ▶ **対象者** ①65歳以上の人 ②障がいがある人
 - ▶ **申請先** 須恵町役場 3階 まちづくり課
 - ▶ **持ってくるもの**
①の対象者は、介護保険被保険者証 ②の対象者は、障がい者手帳など
- ※この証明証は、「介護保険被保険者証」「身体障害者手帳など」の代わりになるものです。バスご利用の際、「介護保険被保険者証」「身体障害者手帳」を今まで通り提示いただいても減免いたします。

 **第35回ファミリーナイトフェスタ
中止決定のお知らせ**

☎ 社会教育課 ☎ 934-0030

令和3年1月17日(日)に予定しておりました「第35回ファミリーナイトフェスタ」の**開催中止を決定しました。**

新型コロナウイルスの影響を踏まえて、開催に向け検討を重ねてきましたが、参加者、運営スタッフの安全を第一に考えた結果、大会を開催するのは困難であると判断いたしました。開催を楽しみにしていた皆さんには申し訳ありませんが、ご理解をお願いします。

 **12月1日(火)から「PayPay」で役場窓口での証明書交付手数料などのお支払いができるようになりました**

☎ 総務課 新型コロナウイルス対策室 ☎ 932-1151(内線251)

住民課と税務課が取り扱う各種証明書の手数料などのお支払いに、スマートフォンアプリ「PayPay」が利用できるようになりました。町民の利便性向上やキャッシュレス決済の普及推進を図るとともに、現金を介した接触を減らすことで、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図ります。

- ▶ **利用可能な証明書交付などの手続き**
《住民課》
・住民票の写しなど ・印鑑登録証 ・印鑑証明書
・戸籍謄本・抄本など ・身分証明書
・個人番号カード再交付(電子証明書発行手数料は除く)
《税務課》
・所得証明書 ・課税証明書

- ・納税証明書 ・固定資産に関する評価証明書
- ・住宅用家屋証明書 ・公課証明書
- ・土地家屋課税台帳の写し(名寄帳)
- ▶ **注意事項**
- ・事前に「PayPay」アプリの登録を行い、お金のチャージが必要です。
- ・決済手数料はかかりません。ただし、パケット代などの通信料がかかります。
- ・郵送での手続きやコンビニ交付サービスはご利用できません。
- ・「コロナに負けるな！須恵町のお店で最大20%が戻ってくるキャンペーン」は対象外となります。

 **福岡人権ホットラインのご案内**

☎ 社会教育課 ☎ 934-0030

福岡県では、誹謗中傷や差別的な取り扱いなど同和問題をはじめとするさまざまな人権問題で悩んでいる人に、弁護士が法律的な観点で助言を行う電話法律相談を実施しています。相談料は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

- ▶ **相談日時** 毎月第4金曜 15時～18時まで ▶ **電話番号** 724-2644(通話料は自己負担となります)
- ▶ **お問い合わせ先** 福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課(☎ 643-3325)

また、福岡法務局においても、さまざまな人権問題についての相談を受け付けています。

相談窓口・名称など	連絡先	相談日時など	内容
みんなの人権110番	0570-003-110	平日 8時30分～17時15分	差別や虐待、パワーハラスメントなど、さまざまな人権問題について
子どもの人権110番	0120-007-110	平日 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待など、子どもの人権問題について
女性の人権ホットライン	0570-070-810	平日 8時30分～17時15分	DV、セクハラ、ストーカーなど、女性の人権問題について
外国語人権相談ダイヤル (Foreign-language Human Rights Hotline)	0570-090-911	平日(Weekdays) 9時～17時	外国人であることを理由とした差別などの人権問題について
法務省インターネット 人権相談受付窓口	https://www.jinken.go.jp/		差別や虐待、パワーハラスメントなど、さまざまな人権問題について(インターネットでの相談窓口)

☎…問い合わせ先

 **国民健康保険の取得・喪失手続きのお忘れはありませんか**

☎ 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)

国民健康保険(以下「国保」)は、社会保険の加入者や後期高齢者医療制度の被保険者、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国保の被保険者となる制度です。国保資格の適正な適用について、ご協力をお願いします。

届け出は忘れずに

資格の取得や喪失をした場合、14日以内に届け出をしてください。

国保は社会保険の資格喪失日までさかのぼって加入となるため、国民健康保険税もその時点までさかのぼって課税されます。

また、社会保険に加入した場合は、資格喪失の届け出をしてください。届け出をしないと、国保税が課税されたままで、社会保険料と両方を納めている状態になってしまいます。忘れずに手続きをしましょう。

▶ **手続きに必要なもの**

- 国保に加入するとき
 - ・健康保険を脱退した証明書(資格喪失証明書)
 - ・マイナンバーが分かるもの
- 国保から脱退するとき
 - ・社会保険被保険者証または社会保険資格証明書
 - ・国保被保険者証

こんなときは手続きが必要です

- ・須恵町に転入または須恵町から転出するとき
- ・会社に就職または会社を退職したとき
- ・社会保険の被扶養者になったときまたは被扶養者から外れたとき
- ・生活保護の受給開始または廃止になったとき

社会保険の被扶養者になれるか確認しましょう

同じ世帯に会社に勤めている人がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。次の要件に心当たりがある人は、扶養認定ができるかどうか、お勤め先に相談してください。

● **被扶養者の要件と範囲**

- 社会保険の被扶養者は、主として被保険者の収入で生計を維持している人で、次の要件に該当する人です。
 - ・被保険者と同居していなくてもよい人
配偶者(内縁関係も含む)、父母、祖父母などの直系尊属、子、孫および弟妹

- ・被保険者と同居していることが条件の人
兄弟、伯叔父母、甥姪などとその配偶者、配偶者の父母や子など3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母と子、孫、弟妹の配偶者、内縁関係の配偶者死亡後の父母と子

● **被扶養者の年収の目安**

- ①年収130万円未満で、扶養する人の年収の半分未満であること
 - ②60歳以上または一定の障がい者の場合は、180万円未満であること
- ※給与や年金、失業保険などすべての収入が対象となります。
- ※給与の月額が8万8000円以上ある場合、月の勤務日数や労働時間などによって、扶養に入れない場合があります。詳しくはお勤め先にお問い合わせください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります

● **利用開始スケジュール**

令和3年3月から医療機関や薬局でマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。なお、マイナンバーカードの健康保険証利用が始まっても、健康保険証は引き続きご利用可能です。しかし、**必要な機器を導入していない医療機関などではマイナンバーカードを健康保険証として利用できません。**利用できるかをあらかじめ医療機関にお問い合わせください。

● **事前登録が必要です**

登録の申し込みはマイナポータルで行うことができます。暗証番号(4桁)を忘れてしまった場合は、再設定が必要です。役場 住民課で手続きをしてください。

● **健康保険証として利用するメリット**

限度額適用認定証を申請する必要がなくなります。また、就職や退職などのライフイベント後、健康保険証発行前でも受診できます。

各健康保険への加入や喪失の届け出は、引き続き必要ですのでご注意ください。

☎…問い合わせ先